

助かる命を 助けるために



崩壊寸前の「救急医療体制」を守るために、一人一人が考えてください。

本市における救急搬送の実態

本市における平成23年の救急搬送件数は3,959件(搬送者数3,634人)ありました。

この内、軽症患者の搬送者数は1,453件で約40%を占めています。

救急搬送の中には、救急車で病院に行けば、ほかの患者よりも早く診察してもらえるから、という理由で、救急通報が行われたこともあります。

このように、緊急性がないのに救急車を利用する方が増えると、本当に救急車の必要な方を待たせてしまう可能性が出てきます。

「1秒に救われる命があります」

救急車は本当に必要な時に利用してください。



■具合が悪い?と感じたら

①: 医療情報インターネット

診療所や病院を受診するに当たって、当番や連絡先などの役立つ情報を提供します。

【ホームページ】

- 川内市医師会 http://www4.synapse.ne.jp/sendaisaikai/
済生会川内病院 http://www14.synapse.ne.jp/saiseikaisen/

②: 鹿児島県小児救急電話相談

夜間における子どもさんの急な病気について看護師などが応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行います。

- 電話番号 099(254)1186
*携帯電話やプッシュ回線の場合は、局番なしの「#8000」番におかけください。
相談時間 毎日 午後7時~午後11時

「救急の日」とは「救急の日」は、救急業務や救急医療に対する理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に昭和57年に定められました。本年度も、川内市医師会、市消防局を中心に、救急医療週間の行事として、救急市民医療講座と集団救急事故訓練を実施します。
なお、ここでは、本市における救急医療についてお知らせします。

■医師不足の悪循環

各地の地方拠点病院で医師不足が問題となつていますが、本市の拠点病院(川内市医師会立市民病院や済生会川内病院)などの二次救急医療(入院や手術など)を必要とする救急患者に対する医療(救急医療)を担う医療機関においても例外ではありません。

そのような中、軽症の患者さんで、平日の昼間に医療機関へ行く時間があるにもかかわらず、休日や夜間に救急医療機関を利用する方が増えています。

このことにより、救急医療を支えている休日や夜間の当直医師の負担が大きくなり、ついには、過重労働から救急医療に携る医師が不足するといった医師不足の悪循環に陥っています。

川内市医師会における救急医療への取り組みについて

川内市医師会 会長 江畑 浩之

医師不足の現状について

平成16年から始まった新医師臨床研修制度により、研修医が都市部に集中し、地方の大病院の研修医が減少しました。

その結果、各地の地方拠点病院が医師不足に陥る事象となり、中には、小児科や産科などの医師を確保できず、休診中の診療科を持つ病院もあります。

本市の拠点病院(川内市医師会立市民病院や済生会川内病院)でも、十分な数の医師を確保できないながらも、「市民の健康な生活を確保する」ために、医師一人一人が最大限の努力をし、救急医療体制の維持に努めています。

救急医療の役割分担

救急医療には、二次救急医療(入院や手術など)を必要としない救急患者に対する医療)と二次救急医療の役割があります。

二次救急医療体制

休日や夜間における二次救急医療体制を、川内市医師会立市民病院や済生会川内病院をはじめ、8つの医療機関で実施しています。

この輪番体制は、緊急性の高い「急病患者さん」のための体制であり、いわゆる「夜間診療所」ではありません。この輪番体制を、皆さまに安心してご利用いただくために、全国に先駆けて、広報紙に掲載しています。

※毎月25日頃発行の広報紙最終ページ(救急当番医などのお知らせ)

コンビニ受診について

通常の診療時間ではない休日や夜間の時間帯に、コンビニエンスストアを利用するようになり、気軽に、二次救急医療機関を受診する、緊急性のない軽症患者の受診行動が「コンビニ受診」と呼ばれています。

これには、「平日は仕事が忙しく、休めないから休日に受診する」とか、「昼間は混んでいて、待ち時間が長いから、夜間に受診する」という考えの方々の受診や、「深爪をしてしまつて血が出た」とか、「とげが刺さつて抜けない」などでの受診もあるようです。

まず、健康診査などを積極的に受診し、病気の早期発見・早期治療に努めてください。また、日ごろから「かかりつけ医」に何でも相談し、早めの受診を心掛けてください。

普段から心掛けていただきたいこと

川内市医師会立市民病院は、医療機器の共同利用をはじめ、地域における医療機関を支援する「地域医療支援病院」の役割を担っています。

川内市医師会立市民病院について

川内市医師会立市民病院は、医療機器の共同利用をはじめ、地域における医療機関を支援する「地域医療支援病院」の役割を担っています。したがって、通常の診療時間における診察には、かかりつけ医による「紹介状」および「予約」が必要となります。

緊急を要する重症患者が速やかに受診できるように、適正な受診のご協力をお願いいたします。

【問合せ先】 市民健康課(川内保健センター内) ☎(22)8848